富士吉田市公告第20号

下記のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行うので、入札参加資格等について地方自治法施行令第167条の６第１項及び富士吉田市財務規則第180条の規定により公告する。

令和７年６月４日

富士吉田市長　堀　内　　茂

１.対象業務

（１）業務名　　防衛関係事業（８条）配水管布設替工事実施設計業務委託

（２）業務場所　　富士吉田市地内

（３）業務概要　　測量業務

路線測量　L＝10.78㎞

設計業務

配水管布設替詳細設計　一式

（４）履行期間　　令和７年６月25日から令和８年２月27日

（５）予定価格　　64,600,000円（消費税及び地方消費税抜き価格）

２　競争入札参加資格

富士吉田市における入札参加有資格者名簿の業務区分(コンサル)に登載され、次の条件をすべて満たしていること。

（１）山梨県内に本社又は営業所を有し、富士吉田市において測量（測量一般）及び土木関係建設コンサルタント(上水道及び工事用水道)の２つの業種に登録されている者であること。

（２）過去10年間に国又は地方公共団体等が発注した上水道（導水管、送水管及び配水管に限る）の配管設計を元請事業者として履行した実績があること。

（３）本業務委託の配置技術者を下記事項により配置できること。

ア　測量業務に関する主任技術者は測量法（昭和24年法律第188号）第48条に定める測量士の資格を有する者でなければならない。

イ　照査技術者及び管理技術者は技術士（上水道及び工業用水道）またはＲＣＣＭ（上水道及び工業用水道）の資格保有者でなければならない。

ウ　照査技術者及び管理技術者は兼ねることができない。

（４）業務において配置する技術者は、正社員（公告以前３ヶ月以上在籍）であること。

（５）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しないこと。

（６）「富士吉田市工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止期間中でないこと。

（７）入札日の前６か月以内に、手形又は小切手の不渡りを出していないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受け、入札の日において２年以上を経過していること。

（８）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされていないこと（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く）。

（９）富士吉田市暴力団排除条例（平成24年条例第16号）第２条第３号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）または暴力団員等がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）である法人でないこと。

(10) 入札資格審査時に富士吉田市民税、山梨県民税を完納していること。

(11) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触しないこと。

３．入札方法

この入札は郵便入札とする。「郵便入札の手引き」を参照すること。

４．入札参加手続等

（１）申請書等（所定様式のもの）の配布方法

ア　配布開始：令和７年６月４日（水）から

イ　配布方法：富士吉田市ホームページからダウンロードすること。

（管財契約課の窓口でも可。但し、土・日・祝祭日を除く。）

（２）申請書等の提出方法

ア　提出期限：令和７年６月13日（金）午後５時まで（土・日・祝祭日を除く。）

イ　提出場所：富士吉田市総務部管財契約課

ウ　提出方法：提出場所に郵送（必着）もしくは直接持参すること。

（３）提出書類（所定の様式は市のホームページからダウンロードすること。）

ア　業務委託等一般競争入札参加資格確認申請書（様式第１号の２）	１部
イ　業務請負実績調書（様式第２号の２）	１部
ウ　配置予定技術者調書（様式第３号の２）	１部
エ　誓約書（様式第４号の２）	１部
オ　その他「入札説明書」に記載する添付書類	各１部

５．仕様書の閲覧

（１）方　法：富士吉田市ホームページに掲載するので、各自必要に応じて閲覧・ダウンロードすること。

（２）開　始：令和７年６月４日（水）から

６．委託業務に対する質問等

（１）説明会は行わない。

（２）委託業務に関する質問等がある場合は、質問書に記載し次のとおり電子メール、FAX、直接提出の方法で提出すること。

ア　受付期限：令和７年６月13日（金）午後５時まで

イ　受付場所：富士吉田市 総務部 管財契約課

メールアドレス：kanzai-keiyaku@city.fujiyoshida.lg.jp

FAX番号：0555－22－0703

（３）富士吉田市ホームページに回答を掲載する。なお、質問等がない場合は、掲載しない。

回答日：令和７年６月18（水）午後５時までに掲載する。

７. 入札書

入札書には消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税抜きの金額）を記載すること。

なお、落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

８. 入札書の提出方法

一般書留、簡易書留もしくは特定記録郵便により郵送または直接持参する。内封筒表側には、「入札書在中」と表記し、件名、及び参加者商号又は名称、氏名を記載すること。入札書を封かんした上で糊付け部分に割印を押印し提出すること。

送付書類　　入札書（内封筒に封かん）

提出期限　　令和７年６月 23 日（月）　午後５時（必着）

送付先　　〒403-8601　山梨県富士吉田市下吉田六丁目１番１号
富士吉田市総務部管財契約課

９. 落札者の決定方法

この公告による事後審査型一般競争入札は、富士吉田市財務規則第 185 条第 1 項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とし、入札執行後に入札参加資格の確認を行い、資格を有する者を落札者とする。

10. 実施設計内訳書の提出

（１）内訳書は、入札書と同じ封筒に封かんし期日までに提出すること。

（２）内訳書には、名称、品質寸法、数量、単価及び金額を明示すること。

（３）内訳書は原則として、返却しない。

11. 入札及び開札の日時及び場所

（１）日　時　　令和７年６月 24 日（火）　午前９時

（２）場　所　　市役所大会議室

12. 入札の無効

次の入札は無効とする。

（１）　郵便入札の手引きに定めた入札の無効に該当する入札

（２）　本公告に示した入札参加資格のない者の行った入札

（３）　申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札

（４）　入札心得等入札に関する条件に違反した入札

（５）　入札参加資格の確認を受けた者で、入札時において、入札に参加する者に必要な要件を満たさなくなった者の行った入札

13. その他

（１）最低制限価格制度　なし

（２）契約書作成の要否　要

（３）前金払　　する

（４）部分払い　　する

（５）入札保証金　　免除

（６）契約保証金　　契約金額の 10／100　納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは補償事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

（７）入札参加者が２者未満の場合には、この入札を中止とする。

（８）談合の禁止及び談合に対する契約解除・違約金規定

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は、談合に対する違約金を支払わなければならない。

（９）別に掲げる「入札説明書」「郵便入札の手引き」を確認の上、参加申請すること。

(10) 不明な点は、次に照会すること。

富士吉田市 総務部 管財契約課

〒403－8601　富士吉田市下吉田六丁目１番１号　電話 0555－22－1111 内線 299